

交通安全テスト

平成26年4月号

解答・解説 (1・2年生用)

- ① しょうがっこうへの いきかえりは つうがくろ (きめられているみち) を とおらないと いけない。【○】

A : ● 通学路は安全な道路として学校などで決められている道なので、学校への行き帰りはここを通らなければなりません。

しかし、歩車道の区別のない道路や、道路工事などによる道路条件の変化もあるので、その場合は、いつも以上にしっかりと安全確認をしなければなりません。

また、歩行の仕方 (道に広がったり、おしゃべりに夢中になったりしないこと) 服装 (明るい色の服装)、持ち物 (大きな荷物を車道側に持たない、振り回したりしない。) にも気をつけることが、交通事故に遭わないための大切な約束です。

- ② どうろを あるくときは どうろの みぎはしを あるく。【○】

A : ● 道路交通法第10条第1項 (通行区分 (抜粋))

歩行者は、歩道又は歩行者の通行に十分な幅員を有する路側帯と車道の区別のない道路においては、道路の右側端に寄って通行しなければならない。ただし、道路の右側端を通行することが危険であるときその他やむを得ないときは、道路の左側端に寄って通行することができる。

<指導のポイント>

歩行者が通る所は

- 歩道
- 路側帯



路側帯 (白い1本線)



駐停車禁止路側帯
(白い1本線と破線)



歩行者用路側帯
(白い線が2本)

- 歩道も路側帯もない道路では、歩行者は道路の右側端を通ること。

※ ただし、道路工事をしている等、右側端を通行することが危険である場合は道路の左側端に寄って通行することができる。

③ あおしんごうは あんぜんなので まわりのあんぜんを たしかめずに わたってもよい。【×】

A : ● 道路交通法第7条（信号機の信号等に従う義務（抜粋））

道路を通行する歩行者又は車両等は、信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等に従わなければならない。

● 道路交通法施行令第2条（信号機の意味等（抜粋））

赤・・・歩行者は、道路を横断してはならないこと。

青・・・歩行者は、進行することができること。

黄（青の点滅）・・・歩行者は、道路の横断を始めてはならず、また、道路を横断している歩行者は、すみやかに、その横断を終わるか、又は横断をやめて引き返さなければならないこと。

<指導のポイント>

赤・・・止まれ。

車が来てなくても絶対に渡ってはいけません。

青・・・渡ることができる。

曲がってくる車があるので、すぐに渡らず、渡る前に右左の安全確認をしてから渡りましょう。

黄（青の点滅）・・・渡り始めない。

もうすぐ赤に変わる注意の色です。

渡り始めず、次の青まで待ちましょう。

④ どうろを おうだんするときは おうだんほどうを わたる。【○】

A : ● 道路交通法第12条第1項（横断の方法）

歩行者は、道路を横断しようとするときは、横断歩道がある場所の附近においては、その横断歩道によって道路を横断しなければならない。

● 交通の方法に関する教則 第2章第3節1横断の場所

横断歩道や信号機のある交差点が近くにあるところでは、その横断歩道や交差点で横断しなければなりません。また、横断歩道橋や横断用地下道が近くにあるところでは、できるだけその施設を利用しましょう。

<指導のポイント>

近くに横断歩道があれば、横断歩道を使って横断しましょう。

また、斜め横断や車と車の間からの横断も大変危険ですので、絶対にやめましょう。

⑤ とまれのひょうしきが あるところは いったい とまって あんぜんかくにんを したほうがよい。【○】

A : ● 交通の方法に関する教則 第2章第3節3 信号機のない場所で横断しようとするとき(抜粋)

歩道の縁や道路の端に立ち止まって、右左をよく見て、車が近づいて来ていないかどうか確かめましょう。

<指導のポイント>

子どもの交通事故の約4割が飛び出しによるものです。

子どもは1つのものに注意が向くと周りのものが目に入らなくなります。

曲がり角などではしっかり安全確認をするように教えるとともに、習慣づけるように指導してください。

車やバイクが近づいているときは、通り過ぎるまで待ちましょう。車が止まってくれた時も他の車にも注意し、安全を確認してから横断しましょう。